

資料 1-2

和木町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項に規定する合議制の機関として、和木町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項に規定する和木町子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 本町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 教育・保育・及び子育て支援事業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 町長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。会長は委員の互選によって定める。副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、町長の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。